職場における新型コロナ感染症集団発生時の
労働者の保護について

あなたの職場で新型コロナ感染症の集団発生が確認された場合（7日間以内につながりのある症例が3例以上）、雇用主は労働者の安全を確保するために、次のような措置[1]を講じなければなりません。

予防プログラム

- 雇用主は、職場における新型コロナウイルスの危険性を特定、評価、訂正する、書面による最新の新型コロナ感染症予防プログラムを準備し、この予防プログラムに関するトレーニングを労働者に提供しなければなりません。これは単独の実施または、雇用主の傷害・疾病予防プログラムの一部としても実施することができます。

職場への入場

- 雇用主は、解熱剤を使用せずに24時間熱が治っている、その他の症状も軽く回復に向かっていない限り、新型コロナウイルスに感染している労働者の職場への入場を許可してはいけません[2]。

通知

- 7日間以内に3人以上つながりが特定された新型コロナウイルスに感染している労働者が出た場合、雇用主は24時間以内に公衆衛生局に報告しなければなりません。
- 雇用主は、新型コロナウイルス感染者に暴露された可能性のある従業員やその他の労働者全員に、できる限り早く、かつ理解しやすい形式で通知しなければなりません。

マスク

- 濃厚接触者[3]である労働者は、屋内や共有車両内での作業、または屋外でも他の人と6フィートの距離を保てない場合[4]、マスクを着用しなければなりません。
- 新型コロナウイルス感染後に職場復帰する労働者は、周りに人がいる状況で合計10日間マスクを着用しなければなりません。
- 職場で労働者のマスクの着用が義務付けられている場合、雇用主は無料でマスクの提供、着用の確認、必要に応じてマスクを交換しなければなりません。
- マスクの着用が義務付けられていない場合でも、屋内や車両内で他の人と作業をし、高性能マスクを希望する労働者には雇用主が無料で高性能マスクを提供する必要があります。雇用主はマスクのサイズの確認をし、隙間なくフィットしているかどうかの確認方法など正しいマスクの付け方について労働者を指導しなければなりません。

検査

- 雇用主は、ウイルスに暴露された可能性のある労働者全員に対し、検査を週に最低一回、追加費用なしで提供しなければなりません。過去30日以内にCOVID-19検査で陽性であった無症状の労働者は例外となります。
- 雇用主は、労働者が通常の勤務時間外に、職場以外の場所で検査を受ける場合でも、それに費やされる時間分の賃金を支払わなければなりません。

病気休暇

- 雇用主は、連邦法、州法、地方法、雇用主の休暇規定、または契約によって保証された休暇など、労働者が取得できる病気休暇のオプションに関する情報を提供しなければなりません。カリフォルニア州のほとんどの労働者は、毎年最低5日、病気休暇を取得することができます。

換気

- 雇用主は、カリフォルニア州・労働安全衛生局（Cal/OSHA)の換気に関するガイダンス[5]を確認し、換気を改善することで、 新型コロナウイルスの感染を防ぐ効果的な方法を開発、実施、維持しなければなりません。

職場での集団発生について安全上の懸念がある場合は、

- 上司や安全管理責任者に相談しましょう。
- 労働組合の代表者に相談しましょう。
- Cal/OSHA に電話で苦情を申し立てることができます。833-579-0927 または (213) 576-7451

1. 本ガイドラインは、病院、熟練看護施設、矯正施設、住居のない人用にシェルターを提供する施設など、リスクの高い環境には適用されません。
2. 公衆衛生局の職場復帰基準表を参照してください。ph.lacounty.gov/acd/ncorona2019/docs/returntoworktables.pdf
3. 3ページに載っている定義をご参考ください。 http://ph.lacounty.gov/media/Coronavirus/docs/isolation_quarantine_guidelines/LAC_DPH_Guidelines_for_COVID_cases_and_contacts.pdf
4. 医学的または精神的な健康状態や障害のためにマスクを着用できない人、聴覚障害者または聴覚障害者とコミュニケーションをとる人、または労働者がマスクを着用して行うことができない特定の作業を行う場合には、調整を行う必要があります。
5. 室内環境における、換気、ろ過、空気質に関する暫定ガイダンスをご覧ください。 cdph.ca.gov/Programs/CID/DCDC/Pages/COVID-19/Interim-Guidance-for-Ventilation-Filtration-and-Air-Quality-in-Indoor-Environments.aspx

County of Los Angeles Public Health